

奈良県における取組

【現状】

本県においても、

- ・ 同和関係者、女性、高齢者、障害者、外国人などにかかる差別事象が発生
- ・ L G B T、子どもの貧困、ヘイトスピーチ問題など新たな人権課題が顕在化
- ・ インターネットの差別書込みにより、匿名性を悪用した人権侵害の流布や扇動が顕著

などの課題があることを認識

【これまでの取組と課題】

1. 県内相談機関（なら人権相談ネットワーク）相談員の資質向上等研修の実施や各機関の連携・協力により人権相談体制を強化。
また、人権意識の高揚に向けて、多様な機会提供と手法で教育・啓発を推進。

人材（なら人権相談ネットワーク相談員等）の養成講座等の開催
差別をなくす強調月間（7月）
啓発イベント（なら・ヒューマンフェスティバル等）の開催
スポーツ組織と連携した普及・啓発

→人権相談や啓発だけでは、被害者の救済・未然防止を図ることに限界

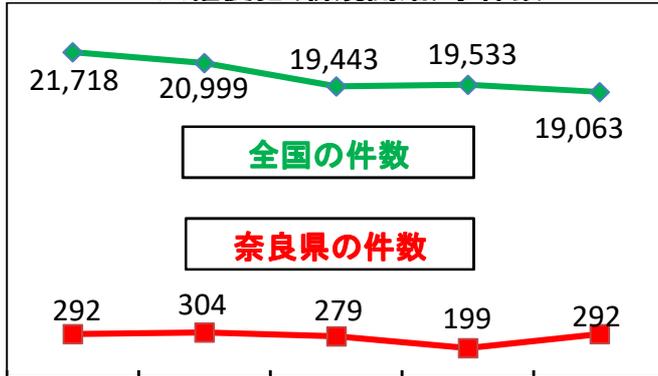
2. 本年3月、「奈良県部落差別の解消の推進に関する条例」が公布・施行されたところであり、「部落差別解消推進法」に規定する「実態調査」は重要な基礎資料

→調査結果を国及び地方公共団体で共有し、今後の施策の展開に活用

3. インターネット差別書込みに対しては県と市町村が連携してモニタリングを実施し、奈良地方法務局人権擁護課へ削除要請

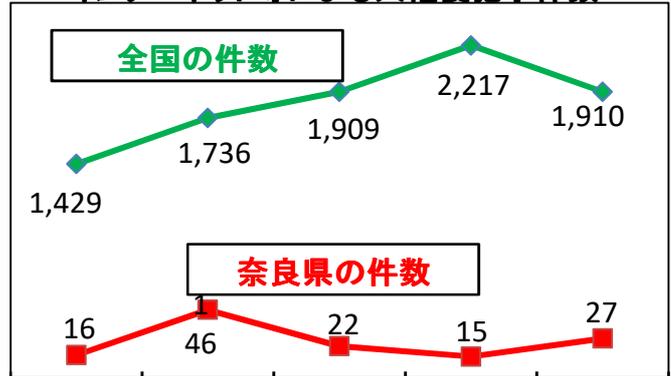
→現状ではプロバイダーによる削除に至るケースがなく、実効性に乏しい

人権侵犯(新規開始)事件数



H26年 H27年 H28年 H29年 H30年
(法務省調べ)

インターネット等による人権侵犯事件数



H26年 H27年 H28年 H29年 H30年
(法務省調べ)



なら・ヒューマンフェスティバル
(H30.10.27)

プロサッカーチームと連携した
人権普及・啓発活動
(H30.9.17)

なら人権相談ネットワーク相談員資質向上研修会
(H30:全10回開催)

国にお願いすること

- 1 多様な人権侵害による被害者の救済・未然防止を図るため、**実効性のある人権救済・人権侵害防止に関する新たな法律を制定されたい。**
- 2 「部落差別解消推進法」に基づく、**国による実態調査を早期に完全実施するとともに、調査結果の地方公共団体への提供を図られたい。**
- 3 **インターネットを悪用した差別行為の防止を図るため、関係省庁と連携し、掲示板の書き込みへの強制的な削除など実効性のある対策の検討及び実施をされたい。**